

# 会則



## 会則

### (名称)

第 1 条 本会は、技術経営士の会と称する。

### (目的)

第 2 条 本会は、技術者としての品位を保持し、自らの知見を積極的に社会に還元する技術経営士の活動を支援することを目的とする。あわせて、技術同友会の発展にも寄与するものとする。

### (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)総会、幹事会の開催
- (2)会員相互の啓発、親睦の会の開催
- (3)技術経営士の知見を積極的に社会に還元するための活動
- (4)技術経営士の地位向上と会員の拡大のための活動
- (5)その他、会の目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第 4 条 本会の会員は、一般社団法人技術同友会が認定した技術経営士の資格を有する者とする。

### (賛助会員)

第 5 条 本会の目的に賛同する者あるいは法人は、賛助会員として本会への入会の届け出をすることができる。

賛助会員の入会は幹事会により承認される。

### (役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1 名
- (2)副会長 若干名
- (3)幹事(事務局長、会計を含む) 若干名
- (4)監事 若干名

(役員を選任および任期)第 7 条

- (1)すべての役員は総会で選任し、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2)役員が任期途中で任務遂行不可となった場合は、その役員を解任し、幹事会がそれに代わる役員を任命する。
- (3)補欠及び増員により就任した役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

#### (役員の仕事)第8条

- (1)会長は、本会を統轄する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長がその任務を遂行できない場合は、予め指定した順序に従いその任務を代行する。
- (3)幹事は、本会の全般の運営にあたる。
- (4)監事は、本会の業務を監査し、幹事会および総会に報告する。

#### (会費)

##### 第9条

- (1)会員及び賛助会員は、会費を本会に納入する。
- (2)会費の額は、幹事会により決定する。
- (3)会費の納入に関する事項は、細則に定める。

#### (総会)

第10条 総会は、会長の招集によって開催し、下記事項を審議決定する。出席会員の過半数の賛同によってこれを決する。

- ・役員を選任
- ・活動・会計の承認
- ・会則の改変
- ・その他必要と認められる事項

#### (幹事会)第11条

- (1)幹事会は、随時会長の招集によって開催し、総会付議事項、その他必要と認められる事項を協議決定する。
- (2)幹事会の決議は、電子メールによる記名投票で行なうこともできる。

#### (事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

#### (退会)第13条

- (1) 会員が死亡した場合は退会とする。
- (2) 会員が退会を希望する場合は、会長にその旨を届ける。
- (3) 連絡が困難になった者および会費を滞納した者は、3年を目安として幹事会の議を経て退会させることができる。
- (4) 会員で本会の目的にそぐわないと認められる者は、幹事会の議を経て、会長の承認を得て退会させることができる。

(休会) 第 14 条

- (1) 会員が特別な事情により休会を希望する場合は、会長にその旨を届ける。
- (2) 休会期間中の会費は、納入を免除する。
- (3) 休会した者の特別な事情が除かれたときは、速やかにその旨を会長に届ける。

(守秘義務)

第 15 条 会員及び賛助会員の個人情報、幹事会の承認を得ずして開示できない。

(事務局)

第 16 条 本会の事務の円滑を図るため、事務局を置く。

(規定外条項)

第 17 条 本会則に定めのない事項については、幹事会が協議の上、決定する。

(会則の改変)

第 18 条 本会則の改変は、総会においてこれを行う。

(附則) 本会則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

以上